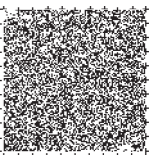
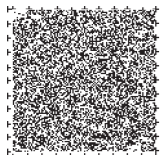


資料編

ADACHI
CHILDREN AND
YOUTH PLAN
2026-2030



資料編 1 こども基本法

令和四年法律第七十七号 こども基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条—第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

- 第二条** この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- 2** この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

- 第三条** こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるときともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
 - 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるときともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する

機会が確保されること。

- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

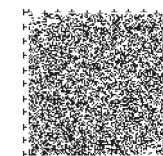
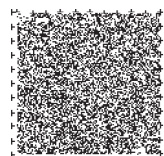
（年次報告）

- 第八条** 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 2** 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
 - 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。



- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

- 第十条** 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
 - 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

- 第十一条** 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

- 第十二条** 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目な

く行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

- 第十三条** 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
 - 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

- 第十四条** 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

- 第十五条** 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

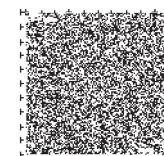
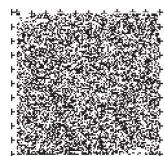
(こども施策の充実及び財政上の措置等)

- 第十六条** 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

- 第十七条** こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 こども大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
 - 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務



- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

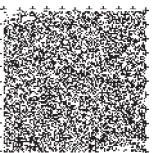
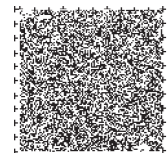
附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。



資料編 2 足立区子ども計画審議会条例等

足立区子ども計画審議会条例

(設置)

第1条 子ども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定に基づく市町村子ども計画として足立区子ども計画を策定することに関し必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区子ども計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、足立区子ども計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を区長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開とすることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

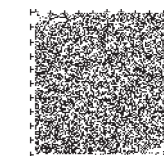
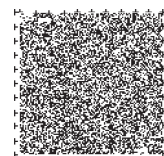
1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区子ども計画審議会	日額 8,000円
-------------	-----------



足立区こども計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区こども計画審議会条例(令和6年足立区条例第24号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、足立区こども計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区議会議員 4名以内
- (2) 区内に在住し、在勤し、又は在学する者 4名以内
- (3) 区内で活動する有識者 4名以内
- (4) 学識経験者 4名以内
- (5) 区職員 2名

2 前項第2号に掲げる区内に在住し、在勤し、又は在学する者は、公募とする。

(関係者の意見聴取)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者の意見を聴き、又は助言を求めることができる。

2 前項の規定による学識経験者その他の関係者の招集は、会長が行う。

(説明員の出席要求)

第4条 会長は、区職員に対し、事案に関し説明させ、又は意見を述べさせるため、審議会への出席を求めることができる。

(表決)

第5条 審議会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 条例第8条の規定による審議会の公開の方法、手続その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

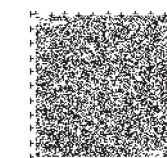
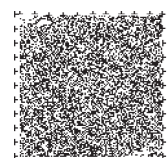
第8条 審議会の庶務は、政策経営部あだち未来支援室長付子どもの貧困対策・若年者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、令和6年6月28日から施行する。



資料編 3 計画の策定経過

本計画の策定にあたり「足立区子ども計画審議会」を設置し、調査・審議を行いました。また、策定の過程において子ども・若者当事者からの意見聴取やパブリックコメントを実施し、計画策定の参考としました。

1 足立区子ども計画審議会（全5回）

(1) 審議期間

令和6年8月～令和7年8月

(2) 概要

足立区長の附属機関として「足立区子ども計画審議会」を設置し、区長からの諮問により本計画策定に必要な事項について調査・審議し、答申いただきました。本計画は子どもの貧困対策に重点を置いた計画とするため、これまでの「未来へつなぐ あだちプロジェクト 子どもの貧困対策実施計画」の策定や評価に携わっていただいた学識経験者のほか、公募の区民、区内有識者、区議会議員など18名で構成しました。区民委員のうち2名は29歳以下の若者委員として参画し、子ども・若者当事者に近い視点から意見をいただきました。

※ 審議経過は94ページ参照

※ 委員名簿は95ページ参照

2 子ども・若者の意見反映

足立区子ども計画審議会で審議した基本理念（案）に対する意見や、本計画の有効な周知方法などを聴くため、令和7年7月に都立青井高等学校で「アダチ若者会議（子ども計画編）」を実施し、高校生の視点で意見を伺いました。

※ アダチ若者会議（子ども計画編）の結果は96ページ参照

3 パブリックコメント

令和8年1月27日から2月26日まで、パブリックコメントを実施しました。

＜足立区子ども計画審議会審議経過＞

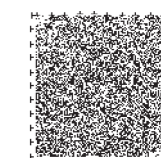
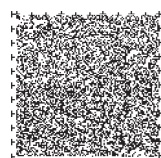
回	開催日	主な議題
第1回	令和6年8月27日	～第一部～ 1 足立区子ども計画審議会委員委嘱 2 足立区子ども計画審議会 会長・副会長選出 3 諮問 4 区長挨拶 ～第二部～ 1 委員自己紹介 2 子ども計画審議会の運営について 3 子ども計画審議会のスケジュール 4 子ども計画策定の趣旨と方向性 5 子ども計画策定の検討素材 6 意見交換（区の現状・課題等）
第2回	令和6年11月21日	1 子ども計画「基本理念（案）」の検討について 2 意見交換
第3回	令和7年2月21日	1 子ども計画「基本理念（案）」および「柱立て」について 2 子ども計画「施策」の検討について
第4回	令和7年5月21日	1 子ども計画「施策」の検討について 2 意見交換 3 答申書について
第5回	令和7年8月27日	1 答申書の確認について 2 意見交換



▲藤原会長（左）に足立区長が諮問（第1回審議会にて）



▲審議会の様子



足立区子ども計画審議会委員名簿（18名） ※選出区分ごとに氏名の五十音順

	氏名（敬称略）	所属・役職など
学識経験者 委員	阿部 彩	東京都立大学 人文社会学部 人間社会学科 教授
	末富 芳	日本大学 文理学部 教育学科 教授
	藤原 武男	東京科学大学 大学院 医歯学総合研究科 教授
	山田 哲也	一橋大学 大学院 社会学研究科 教授
区内有識者 委員	加藤 泰弘	東京都立青井高等学校校長
	川上 重昭	足立区民生・児童委員協議会第三合同会長
	高木 政代	スクールソーシャルワーク・アドバイザー
	中山 勇魚	特定非営利活動法人 Chance For All 代表理事
公募委員	小野 茜	
	菊地 美穂	
	田中 優哉	
	山崎 衛	
区議会議員	太田 せいいち	足立区議会議員
	しぶや 竜一	足立区議会議員
	ぬかが 和子	足立区議会議員
	水野 あゆみ	足立区議会議員
区職員	中村 明慶	教育長
	勝田 実（※1）	副区長

（※1）令和7年5月21日から任期
前委員 長谷川 勝美（前足立区副区長）令和7年3月28日まで

《アダチ若者会議における意見聴取結果（概要）》

「キミも。ミーティング～子ども計画編～」

開催日時	令和7年7月15日（火）午後1時～午後3時
会場	東京都立青井高等学校
対象	東京都立青井高等学校の生徒
参加者数	12名

「基本理念（案）に掲げる言葉のイメージ」「子ども計画策定後の情報発信」などについて、以下のような意見がありました。

※7月15日時点の基本理念（案）は以下の通り。

「子ども・若者のウェルビーイングをともに考え、生まれ育った環境に左右されない未来に向かって、ともに進むアダチをつくっていく」

①基本理念（案）についてどう思うか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 足立区の理念が見えてくるので好きです ● どんな計画なんだろう。何をしてくれるのかなと気になるような理念になっている ● 書いていることが多い。パッと見たときに理解できなかった
②子ども計画を若者に知ってもらうには？	<ul style="list-style-type: none"> ● コンビニで売っているお茶のラベルなどでPR ● ショート動画を作る ● 分厚い計画の冊子だと手に取らないため、足立区基本計画の子ども版のように概要版をつくる ● 子どもが取り組む活動（俳句、交通安全ポスターコンクールなどのような企画）に参加してもらいながら計画を周知していく



◀青井高校のみなさん

アダチ若者会議での意見を基に、基本理念などを検討・調整し、最終的に計画本編31ページに記載の基本理念を区として決定しました。

